

## Vol.48 「商品化とデザイン保護」 & 「日本クラフトデザイン協会から」

展覧会や個展でデザイン作品を発表する場合は、盗用されて先に商品化されてしまわないように権利保護を考慮することが必要です。今回の情報発信で、まず取り掛かれることを整理して掲載します。

活動報告は、D-8構成協会のデザイン保護事情、今回は「公益社団法人 日本クラフトデザイン協会(JCDA)」からの寄稿です。クラフトに向き合う会員の方々の創作への心と、クラフト作品のジャンルによるデザイン保護意識の違い、その対応についてレポートしていただきました。

(2013年8月1日 編集・文責：デザイン保護委員会 委員長 丸山和子)

### ● 活動報告

## 連載「D-8デザイン保護研究会メンバーからの各協会のデザイン保護事情」 第7回：JCDA 事務局総務財務委員会 所属 / 石原 実 (石原染色工房)

### ◆クラフトデザイン協会の今

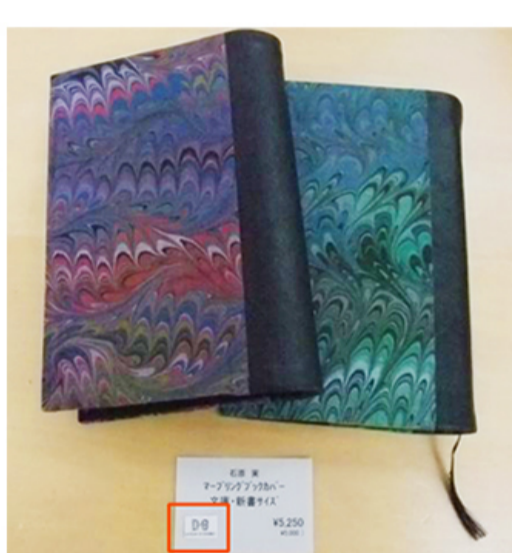
日本クラフトデザイン協会の活動は、1956年のデザイナークラフトマン協会創設(協会の前身)から始まりました。美術工芸と一線を画し本来の工芸精神に立ち返り、現代の生活に相応しいものというメッセージは、現在でも発足当時と変わりません。協会は、時代の潮流に相応しいかたちでのクラフトの啓蒙活動を続けています。クラフトの理念は、生活文化の豊かさの創造。価値観の多様化による美意識や用の変化に対応しつつ、モノ・人・ころ・環境との関係を意識し手で創る意味を問い、未来に向けてクラフト作品を発信しています。

### ◆クラフトデザイン協会のデザイン保護の課題

協会のメンバーは、個人作家、工芸家、産業工芸に従事者、プロダクトに近いクラフトデザイナー、教員などに分かれます。それぞれでの立場の違いによりデザイン保護の意識が異なり、クラフトデザイナー以外は、高いとは言えない部分があります。素材を知り尽くしたクラフトマンが、図面だけでなく原型やモデル作成などに踏み込みながらデザインの独自性を保ちつつ、デザイン保護まで詳細に契約をされています。更に意匠登録、実用新案など、利用しています。しかしながら、良くも悪しきも伝統工芸的な(産業工芸)世界では、未だに親の代からとか因習に左右されています。アートに近い作家は、個人的に活動が多く、一品制作のためオリジナルである事は自明で、デザイン保護の意識が高いとは言えません。

海外展開などを考えると、創作証の活動に関心を持つように、活動したいと思います。

### ◆創作証使用例



### ● 情報発信

## 商品化に向けてのデザイン保護

まとめ：JPDAデザイン保護委員会

展覧会や個展でデザイン作品を発表する場合は、盗用されて先に商品化されてしまわないように権利保護を考慮し、また、コンペに参加する場合も、参加規程をよく読んで参加作品の権利の帰属を確かめることが必要です。パッケージデザインなら特許庁の「意匠権」、「商標権」が身近ですが、技術的な内容の場合は「実用新案権」、「特許権」も関係してきます。

デザインの創作者と創作年月日を証明できる手軽な方法として「デザイン寄託制度」もあります。

創作者が自身のデザイン作品に創作者の存在を意識することは、デザイン保護への流れにつながる大きな要素です。創作者の存在の尊重は、デザインの安易な模倣・転用・流用を防ぐことにつながります。

参考：

Vol.6 「特許権・商標権で護るパッケージデザイン」

Vol.9 「創作～製品化の経過と権利の発生」

\*\*\*\*\*

### ■ 意匠権

・自身の創作であることを、確実に証明することができ、強い法的保護力があります。

登録が済んでいれば、意匠登録なら「特許庁意匠登録済み」「特許庁意匠登録第・・・号」などと表示することができます。

申請はしても、まだ登録が確定しない期間は「特許庁意匠登録申請中」と表記できます。

何より、登録されていれば商品化に向けて安心してデザインを提供できます。

- ・要件に該当すれば、早期審査制度も利用できます。
- ・展覧会に出品した作品のように公開されてしまった後でも、公開された日から6ヶ月以内であれば例外規定によって意匠登録申請をすることもできます。
- ・盗用されたデザインの差し止めをすることが可能です。
- ・意匠登録を受ける権利は、意匠の創作により発生し、その権利者は創作者(デザイナー)です。企業内デザイナーの場合も同じです。創作者であるデザイナーは「意匠登録を受ける権利」を譲渡しない限り、自ら登録出願ができます。
- ・そのデザインを利用し、企業が商品化のために登録申請する場合は、「意匠登録を受ける権利」を譲り受けなければなりません。
- ・デザイナー(創作者)が自ら登録出願し、そのデザインの意匠権者となった場合は、商品化する企業に権利譲渡、あるいはライセンス契約(使用許諾等)を結ぶことができます。

出願料 ¥16,000  
登録料 (第1年～第3年) ¥8,500/年、(第4年～第10年) ¥16,900/年、(第11年～第20年) ¥33,800/年

参考：

Vol.11 「意匠権の効力、意匠出願のメリット」

Vol.44 「公表しても、まだ間に合う 意匠権取得」

Vol.45 「公表しても、まだ間に合う 意匠権取得-II」

### ■ 商標権

・登録商標には「専用権」と「禁止権」があります。自身で考えたものであっても、既に他人が出願していたり、同じ区分の商品やサービスに商標権を取得している場合があります。商標登録の前に商品化する場合は、事前に調査することが大事です。また、商標法の改正により、他の区分のものであっても「禁止」の対象になることがあります。(Vol.46参照)

・保護期間は登録から10年(更新可)です。更新によって、半永久的に権利の継続が可能です。

・登録した商標は3年以上使わないと取り消されることがあります。使用が立証できるように、カタログや取引書類(請求書・納品書でも)などにも使用実績を残す必要があります。「不使用取消審判」は誰でも請求できます。

出願料 ¥3,400+ (区分数×¥8,600)  
登録料 ¥37,600×区分数/10年間  
更新登録申請 ¥48,500×区分数

参考：

Vol.14 「登録できる商標・できない商標」

Vol.46 「フリーライドからブランドを守る・不正競争防止法」

### ■ 実用新案権

・日用雑貨など、ちょっとした工夫がヒット商品につながるような「考案」を保護します。

「物品の形状、構造又は組み合わせに係る考案」に限定されています。無審査ですが、権利を行使する場合は「実用新案技術評価」を請求しなければなりません。

出願料 ¥14,000  
登録料(第1年～第3年) ¥2,100+ ¥100×請求項数/年、(第4年～第6年) ¥6,100+ ¥300×請求項数/年、(第7年～第10年) ¥18,100+ ¥900×請求項数/年  
実用新案技術評価の請求手数料 ¥42,000+ ¥1,000×請求項数

### ■ 特許権

・発明者の研究成果「発明」を保護します。発明は「技術的思想の創作のうち高度なもの」とされています。

出願料 ¥15,000  
出願審査請求手数料 ¥168,600+ ¥4,000×請求項数  
登録料(第1年～第3年) ¥2,300+ ¥200×請求項数/年、(第4年～第6年) ¥7,100+ ¥500×請求項数/年、(第7年～第9年) ¥21,400+ ¥1,700×請求項数/年、(第10年～25年) ¥61,600+ ¥4,800×請求項数/年

### ■ デザイン寄託制度 / (社)日本デザイン保護協会 <http://www.jdpa.or.jp>

・創作デザインを寄託することで、創作者・創作年月日を証明することができます。

・公開後6ヶ月以内ならば、寄託者本人は例外的に意匠登録を受けることができる。「新規性喪失の例外規定」に基づく申請に必要な「公知日証明書」の発行を受けられます。

・意匠登録前、または、意匠登録まではしなくても～という場合に、デザインの保護が、安価・手軽にできます。

・単独デザインの他、カタログの寄託も可能です。希望すれば、インターネットでの公開もできます。

・電話で予約すれば、保護の方法について知財専門の担当者との相談も無料でできます。

※ JPDAは(社)日本デザイン保護協会(JDPA)の会員です。

寄託申請料 ¥1,575/1件  
公開手数料 ¥2,100/1件  
証明書発行 ¥2,100/1件  
カタログ寄託料は別途規定があります。

参考：

Vol.13 「創作デザインの寄託」

### ■ D-8創作証 <http://www.d-eight.jp/protection.html>

法的な保護力はありませんが、創作者が自身の創作であることを表記し、創作物に著作物と同じ意味の自然発生した権利があると、社会に認知される日が来ることを願って、創作者自らが自己の責任の基に発信する「証・しるし」としてのマークです。できるだけ多くのデザイナーがマークの貼付をすることで、この運動を広めていくことができます。

- ・意匠権で権利化する前のデザインや著作権の対象にならないデザインを、どのように守っていけるかを模索・検討し生まれたシンボルマークがD-8創作証です。
- ・自身の番号が付いたマークを創作の証として貼付するだけの簡単な方法です。
- ・創作者を特定しないまま世の中に送り出さず、創作者の存在を「マークの貼付」で示すことで、無断での使用や流用を心理的に止めることができたらの願いから生まれた仕組みです。

◆このページに限らずVol.1～これまでに掲載した内容は著作権・他で保護されています。無断転用・引用は  
お断りいたします。